

奈良県告示第二百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

信貴山東（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を道路敷官境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

生駒郡三郷町信貴山東 二一五〇番五九 一号

〃 二一五〇番三三 二号から四号まで

〃 二一五〇番六五 五号から七号まで